

令和7年度 津別町簡易水道水質検査頻度及び設定理由(上里水系)

		基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	1／5	1／10	原則 検査頻度	1／5 超過	1／10超過	1／10	検査頻度 採水場所	年間検査回数 津別町役場 給水栓	設 定 理 由	原則検査頻度を減した場合 次の検査年度
						1年1回頻度可	3年1回頻度可			1／5以下	以下				
1	一般細菌	100個／ml以下	0	0	0	検査回数減不可		月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	検査回数減不可			-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg／l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
4	水銀及びその化合物	0.0005mg／l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0001	0.00005	3 ヶ 月 1 回 以 上			○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
5	セレン及びその化合物	0.01mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
6	鉛及びその化合物	0.01mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
8	六価クロム化合物	0.02mg／l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(基準値変更)	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg／l以下	<0.004	<0.004	<0.004	0.008	0.004				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg／l以下	0.14	0.17	0.17	2	1				○	月1回	12	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため今まで通り毎月検査	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg／l以下	<0.05	<0.05	<0.05	0.16	0.08				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
13	ホウ素及びその化合物	1mg／l以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.2	0.1				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
14	四塩化炭素	0.002mg／l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0004	0.0002				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
15	1,4-ジオキサン	0.05mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.005	0.01	0.005				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.008	0.004				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
17	ジクロロメタン	0.02mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.004	0.002				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
18	テトラクロロエチレン	0.01mg／l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
19	トリクロロエチレン	0.01mg／l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
20	ベンゼン	0.01mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
21	塩素酸	0.6mg／l以下	<0.06	<0.06	<0.06	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
22	クロロ酢酸	0.02mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.002	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
23	クロロホルム	0.06mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.002	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
26	臭素酸	0.01mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
27	総トリハロメタン	0.1mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.002	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
30	ブロモホルム	0.09mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg／l以下	<0.003	<0.003	<0.003	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
32	亜鉛及びその化合物	1mg／l以下	0.003	0.004	<0.01	0.2	0.1	3 ヶ 月 1 回 以 上			○	年1回	1	1／10以下であるが性状確認のため年1回	令和8年度
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg／l以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.04	0.02				○	年1回	1	1／10以下であるが性状確認のため年1回	令和8年度
34	鉄及びその化合物	0.3mg／l以下	<0.01	0.02	<0.01	0.06	0.03				○	月1回	12	性状確認のため今まで通り毎月検査	
35	銅及びその化合物	1mg／l以下	0.008	0.012	<0.01	0.2	0.1				○	年1回	1	1／10以下であるが性状確認のため年1回	令和8年度
36	ナトリウム及びその化合物	200mg／l以下	4.00	3.90	4.1	40	20				○	年1回	1	1／10以下であるが性状確認のため年1回	令和8年度
37	マンガン及びその化合物	0.05mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.005				○	年1回	1	1／10以下であるが性状確認のため年1回	令和8年度
38	塩化物イオン	200mg／l以下	2.2	2.1	2.5	検査回数減不可			-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg／l以下	16.7	17.6	17.6	60	30				○	年1回	1	1／10以下であるが性状確認のため年1回	令和8年度
40	蒸発残留物	500mg／l以下	69	72	78	100	50			○		年1回	1	1/10超過1/5以下のため年1回	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg／l以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02				○	年1回	1	1／10以下であるが性状確認のため年1回	令和8年度
42	ジェオスミン	0.00001mg／l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	1E-06	藻の発生する時期			○	年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	令和8年度
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg／l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	1E-06		月1回		○	年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	令和8年度
44	非イオン界面活性剤	0.02mg／l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月 1回以上			1/2以下	年1回	1	今まで検出されることがなく、1／2以下で水源に汚染のおそれがないので年1回	令和8年度
45	フェノール類	0.005mg／l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001	0.0005				○	年1回	1	1／10以下であるが性状確認のため年1回	令和8年度
46	有機物(TOC)	3mg／l以下	<0.3	0.3	0.3	検査回数減不可		概 ね 月 1 回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
47	pH値	5.8～8.6	7.4～7.5	7.3～7.5	7.2～7.5	検査回数減不可			-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可			-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可			-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
50	色度	5度以下	<1	<1	<1	検査回数減不可			-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	検査回数減不可			-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	

注1 過去の成績については、令和7年3月現在までの成績です。
注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。
注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

	1日1回行う検査項目	年間検査回数
1	色	365
2	濁り	365
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	365

令和7年度 津別町簡易水道水質検査頻度及び設定理由(相生水系)

		基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	1／5	1／10	原則 検査頻度	1／5 超過	1／10超過	1／10	検査頻度 採水場所	年間検査回数 相生消防 給水栓	設 定 理 由	原則検査頻度を減した場合 次回の検査年度
						1年1回頻度可	3年1回頻度可			1／5以下	以下				
1	一般細菌	100個／ml以下	0	14	0	検査回数減不可		月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	検査回数減不可			-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg／l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
4	水銀及びその化合物	0.0005mg／l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0001	0.00005	3 ヶ 月 1 回 以 上			○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
5	セレン及びその化合物	0.01mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
6	鉛及びその化合物	0.01mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
8	六価クロム化合物	0.02mg／l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(基準値変更)	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg／l以下	<0.004	<0.004	<0.004	0.008	0.004				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg／l以下	0.25	0.29	0.29	2	1				○	月1回	12	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため今まで通り毎月検査	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg／l以下	<0.05	<0.05	<0.05	0.16	0.08				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
13	ホウ素及びその化合物	1mg／l以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.2	0.1				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
14	四塩化炭素	0.002mg／l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0004	0.0002				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
15	1,4-ジオキサン	0.05mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.005	0.01	0.005				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.008	0.004				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
17	ジクロロメタン	0.02mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.004	0.002				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
18	テトラクロロエチレン	0.01mg／l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
19	トリクロロエチレン	0.01mg／l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
20	ベンゼン	0.01mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはなく1／10以下であるが安全確認のため年1回	令和8年度
21	塩素酸	0.6mg／l以下	<0.06	<0.06	<0.06	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
22	クロロ酢酸	0.02mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.002	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
23	クロロホルム	0.06mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.002	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
26	臭素酸	0.01mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
27	総トリハロメタン	0.1mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.002	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
30	ブロモホルム	0.09mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg／l以下	<0.003	<0.003	<0.003	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
32	亜鉛及びその化合物	1mg／l以下	0.009	0.021	0.02	0.2	0.1				○	年1回	1	1／10以下であるが性状確認のため年1回	令和8年度
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg／l以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.04	0.02				○	年1回	1	1／10以下であるが性状確認のため年1回	令和8年度
34	鉄及びその化合物	0.3mg／l以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.06	0.03				○	月1回	12	性状確認のため今まで通り毎月検査	
35	銅及びその化合物	1mg／l以下	0.001	0.003	<0.01	0.2	0.1				○	年1回	1	1／10以下であるが性状確認のため年1回	令和8年度
36	ナトリウム及びその化合物	200mg／l以下	5.10	4.90	5.0	40	20				○	年1回	1	1／10以下であるが性状確認のため年1回	令和8年度
37	マンガン及びその化合物	0.05mg／l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.005				○	年1回	1	1／10以下であるが性状確認のため年1回	令和8年度
38	塩化物イオン	200mg／l以下	3.4	3.3	3.3	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg／l以下	22.7	23.6	23.8	60	30				○	年1回	1	1／10以下であるが性状確認のため年1回	令和8年度
40	蒸発残留物	500mg／l以下	100	103	104	100	50	3ヶ 月 1回以上	○			3ヶ月1回	4	1/5超過のため年4回検査	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg／l以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02				○	年1回	1	1／10以下であるが性状確認のため年1回	令和8年度
42	ジェオスミン	0.00001mg／l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	1E-06	藻の発生する時期 月1回			○	年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	令和8年度
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg／l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	1E-06				○	年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	令和8年度
44	非イオン界面活性剤	0.02mg／l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月 1回以上			1/2以下	年1回	1	今まで検出されることがなく、1／2以下で水源に汚染のおそれがないので年1回	令和8年度
45	フェノール類	0.005mg／l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001	0.0005				○	年1回	1	1／10以下であるが性状確認のため年1回	令和8年度
46	有機物(TOC)	3mg／l以下	0.5	0.6	0.6	検査回数減不可		概 ね 月 1 回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
47	pH値	5.8～8.6	7.3～7.5	7.3～7.5	7.2～7.5	検査回数減不可			-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可			-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可			-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
50	色度	5度以下	<1	<1	<1	検査回数減不可			-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	検査回数減不可			-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	

注1 過去の成績については、令和7年3月現在までの成績です。
注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。
注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査		
	1日1回行う検査項目	年間検査回数
1	色	365
2	濁り	365
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	365